

「教育資金の一括贈与に係る非課税措置」、「結婚・子育ての一括贈与に係る非課税措置」適用を受けるための専用口座開設をお勧めします。

教育資金贈与の非課税措置をお受けになりたい方へ



教育資金一括贈与専用口座

シティ信金“はばたく未来”

●取扱期間／平成28年7月19日(火)～平成31年3月29日(金) ●預入金額／1,500万円以下

■ご利用いただける方

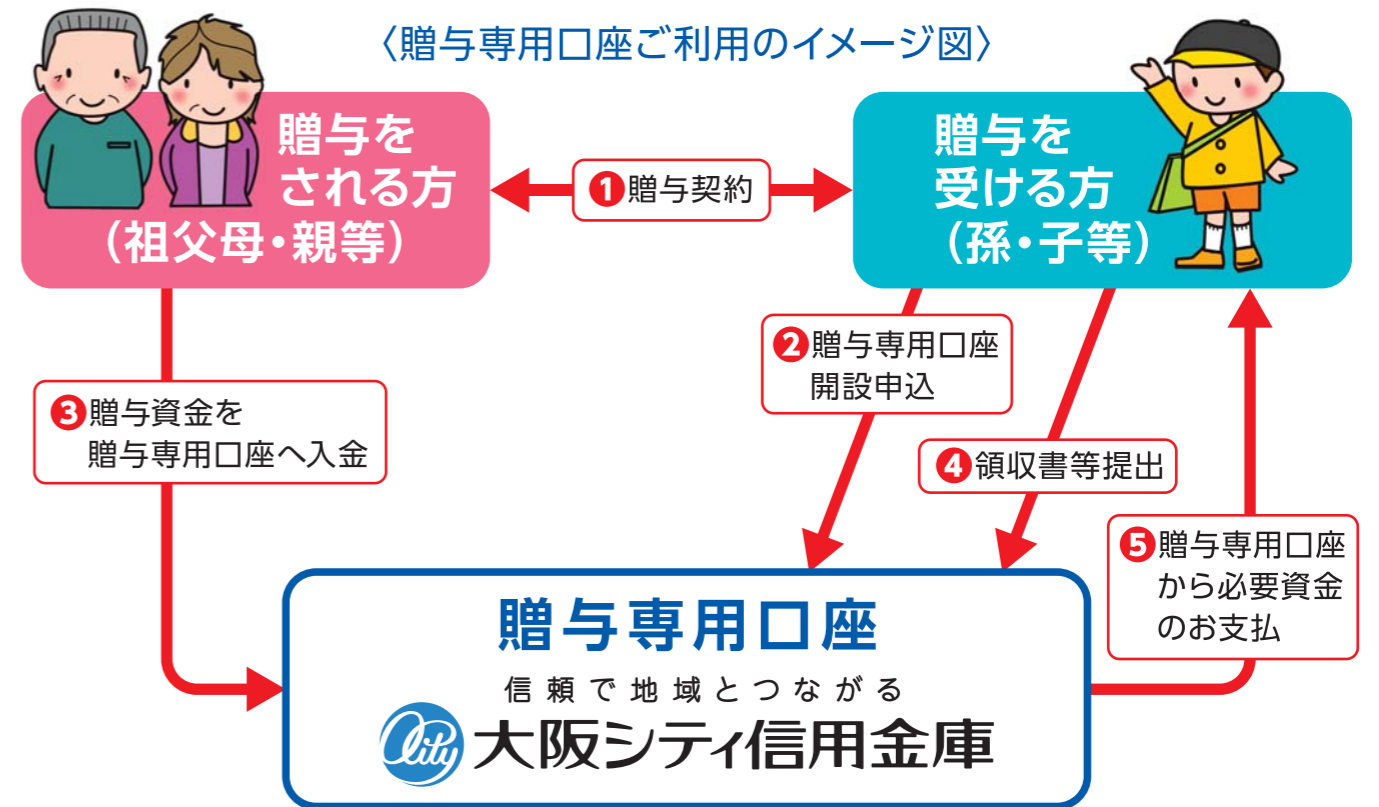
直系尊属(曾祖父母、祖父母、父母等)から教育資金の贈与を受けられる30歳未満の個人の方。
ただし、お一人さまにつき1口座とし、他の支店および他金融機関において別の専用口座は開設できません。

■非課税対象

受贈者が30歳になるまで、贈与を受けられた教育資金が贈与税の非課税対象となります。

※ご出金時は、教育資金として使われたことが確認できる領収書等が必要となります。

〈贈与専用口座ご利用のイメージ図〉



贈与専用口座

信頼で地域とつながる

City 大阪シティ信用金庫

結婚・子育て資金贈与の非課税措置をお受けになりたい方へ



結婚・子育て資金一括贈与専用口座

シティ信金“はぐくむ未来”

●取扱期間／平成28年7月19日(火)～平成31年3月29日(金) ●預入金額／1,000万円以下

■ご利用いただける方

直系尊属(曾祖父母、祖父母、父母等)から結婚・子育て資金の贈与を受けられる20歳以上50歳未満の個人の方。
ただし、お一人さまにつき1口座とし、他の支店および他金融機関において別の専用口座は開設できません。

■非課税対象

受贈者が50歳になるまで、贈与を受けられた結婚・子育て資金が贈与税の非課税対象となります。

※ご出金時は、結婚・子育て資金として使われたことが確認できる領収書等が必要となります。

贈与税の非課税枠が拡大

結婚・子育て資金の一括贈与の非課税措置 **新設!**

教育資金の一括贈与の非課税措置 **期間延長!**

期間	2015年4月～2019年3月末までの贈与が対象
限度額	受贈者1人あたり1,000万円まで非課税(結婚関係費用は300万円まで)
贈与者の条件	受贈者の直系尊属(曾祖父母、祖父母、父母)
受贈者の条件	20歳以上50歳未満の子・孫・ひ孫
非課税の対象となる用途	<ul style="list-style-type: none"> ●妊娠・出産費用(不妊治療費、妊婦健診料、分娩費、入院費など) ●育児費用(未就学児の治療、予防接種、乳幼児健診、医療品など) ●保育費用(保育園、幼稚園、ベビーシッター代など) ●結婚費用(挙式代、会場費、新居の家賃、礼金敷金など)(※) ※結婚費用は300万円まで
終了するのは?	受贈者が50歳に達したとき、死亡されたときまたは預金残高が0円になったとき
その他	一定の条件があり、詳しくは担当者にお問い合わせ下さい。

期間	2013年4月～2019年3月末までの贈与が対象
限度額	受贈者1人あたり1,500万円まで非課税(学校以外への支払いは500万円まで)
贈与者の条件	受贈者の直系尊属(曾祖父母、祖父母、父母)
受贈者の条件	30歳未満の子・孫・ひ孫
非課税の対象となる用途	<ul style="list-style-type: none"> ●学校に支払う費用(入学金、授業料、入園料、受験料など) ●学校の施設設備費、学用品費、修学旅行費、学校給食費など ●学校以外に支払う費用(学習塾、スポーツ教室、ピアノ教室などに支払う月謝、学用品)(※) ●通学定期代、留学渡航費用(※) ※学校以外に支払う費用、通学定期代、留学渡航費用は500万円まで
終了するのは?	受贈者が30歳に達したとき、死亡されたときまたは預金残高が0円になったとき
その他	一定の条件があり、詳しくは担当者にお問い合わせ下さい。